

令和7年7月3日会議概要

第1 日時

令和7年7月3日（木）午前9時20分から午前11時25分までの間

第2 出席者

在田委員長、池坊委員、森委員、森田委員、増田委員

警察本部長、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、サイバー対策本部長、京都市警察部長、警察学校長、情報通信部長等
《書記 公安委員会補佐室長、公安委員会補佐室室長補佐》

第3 議事の概要

1 議題

(1) 令和7年「警察部外功労者表彰（警察協力章）」受章者の決定及び伝達式の実施について

警務部長から、令和7年「警察部外功労者表彰（警察協力章）」受章者の決定及び伝達式の実施について報告があった。

長年にわたり警察に協力し、多くの功労があった警察部外の方に対して、警察庁長官がその功労を顕彰するもので、今回京都府犯罪被害者支援連絡協議会会長が受賞されたことから、本年7月11日、警察本部で警察本部長から表彰の伝達が行われる旨、説明があった。

(2) 第68回京都府警察柔道及び剣道大会の実施について

警務部長から、本年9月12日、亀岡運動公園体育館において、第68回京都府警察柔道及び剣道大会を実施する旨、報告があった。

柔道は、事前の訓練を含めて参加者は有段者に限定しているほか、当日の試合（個人戦）についても、警察官採用以前と採用後の段位取得者に分けたり、医師を配置したりするなど安全対策を徹底した上で実施する旨、説明があった。

委員から、「他府県警察でも先日事故があったと聞いているので、その問題点を確認した上で試合に臨んでもらえればと思う。」旨、発言があり、警察本部長から、「その事故のあった技は、技をかけられる者の技量などによって危険になることもあり、大会では禁止技としている。」旨、説明があった。

(3) 第72回京阪神警察学校柔剣道大会の実施について

警察学校長から、本年7月11日、京都府警察学校において、第72回京阪神警察学校柔剣道大会を実施する旨、報告があった。

試合方法について、柔道は全て有段者、出場10人制、剣道は段外者を含む出場17人制でそれぞれ実施することや柔道は試合終了後、段外者の寝技合同訓練を実施する旨、説明があった。

また、外科医、救命救急士の資格を持つ教官等を配置するなど安全対策を徹底した上で実施する旨、説明があった。

(4) 学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」新規登録者に対する防犯基礎講習会及

び登録証交付式の実施について

生活安全部長から、本年7月5日と7月9日の2回に分けて、今年度の学生防犯ボランティア「ロックモンキーズ」新規登録者に対する基礎講習会を実施、7月9日には登録証交付式を行う旨、報告があった。

今回の新規登録者は、15大学、1専門学校に在籍する48人であること、今回の卒業者は49人であるが、その中の21人が京都府警察官採用試験を受験し11人が採用されており、今後も、防犯と警察官勸奨活動の観点からも活発で効果の上がる活動を実施していく旨、説明があった。

委員から「主にどのような犯罪を念頭に置いて、防犯活動をするのか。」旨、質問があり、生活安全部長から、「特定の犯罪というのはないが、自転車盗等一般的な犯罪であったり、先日は商業施設において、特殊詐欺被害防止のための国際電話の利用休止の手伝いを行った。」旨、回答があった。

委員から「学生ボランティア卒業生49人のうち、11人が京都府警察官に採用されるというのは、ありがたい取組である。より一層広がるように願います。」旨、発言があった。

(5) 第47回少年を明るく育てる京都大会の実施について

生活安全部長から、学校が夏休みに入る前の本年7月6日、少年の非行防止と健全育成に向けた取組として「第47回少年を明るく育てる京都大会」を島津アリーナにおいて実施する旨、報告があった。

29団体、約2,500人の参加を得て行われ、第1部では主催者代表挨拶や祝辞、警察音楽隊やカラーガード隊の演奏演技の後、第2部では、少年からのメッセージや吹奏楽演奏が行われる等、少年非行防止活動への気運を高め取り組んでいく旨、説明があった。

委員から、「少年補導に携わる29団体の方々について、大変ありがたく思う。よろしく願います。」旨、発言があった。

(6) 合同飲酒取締りの実施について

交通部長から、飲酒の機会も増える夏本番を迎えた本年7月11日、福知山警察署管内において、福知山警察署、交通指導課及び交通機動隊で、合同飲酒取締りを実施する旨、報告があった。

京都府下の交通事故の現状については、人身事故が昨日までに1,800件(概数)発生、25人が死亡しているという状況で、10年前の平成27年は交通事故全体で87,249件発生、うち約0.3パーセントが飲酒絡みの交通事故であったところ、本年5月末現在、31,715件(概数)発生のうち、約0.5パーセントが飲酒絡みの事故となっていること、警鐘を鳴らすために、広域の包囲網という形で取り組むもので、順次場所を選定して引き続き同様の取締りを実施していく旨、説明があった。

委員から、「飲酒に絡む事故の割合は、10年前と比べると倍近くになっている要因はなにか。」旨、質問があり、交通部長から、「飲酒絡みの大きな交通事故が発生すれば、その時は社会的に警鐘は鳴らされるが、時間の経過により、風化され忘れられることが多いように思う。細かく芽を摘んでいきたいと考えている。」旨、回答があった。

(7) 監察案件(3件)

警察本部長から、伏見警察署員による道路交通法違反(無免許運転)事案の内容と停職1月の懲戒処分とすることについて報告があった。

委員から、当該署員の無免許運転の認識、公用車運転の有無及び平素の勤務状況について質疑があり、「運転免許に限らず、警察官としての適性を組織的にチェックし、適性に疑問がある職員にはより踏み込んだ指導が必要」旨、意見があった。

また、委員長からは「上司も様々な指導をしていると思うが、指導したことについて確認することが大切であり、その点も含め、全般的な指導を徹底してもらいたい。」旨、指示があった。

その他、首席監察官から、監察案件2件について報告があり、最後に警察本部長から「委員の指摘を踏まえ、若手職員に対する指導教養の在り方や育成方法について検討し、改善を図っていく。」旨、発言があった。

2 聴聞等

運転免許関係行政処分について

交通部聴聞官から、道路交通法の規定に基づく運転免許の行政処分に係る聴聞、意見聴取の結果について説明があり、18件の行政処分を審議した。

3 個別決裁

(1) 京都府公安委員会に対する審査請求の裁決について（2件）

監察官室訟務官から、運転免許の取消処分及び更新処分を受けた者から、原処分を不服として審査請求がなされたことに伴い、審査請求の概要等について説明があり、審議の上、審査請求の棄却を決定した。

(2) 特定抗争指定暴力団絆會に係る主たる事務所の住所地の変更に伴う官報公示について

捜査第四課主席調査官から、指定暴力団絆會の主たる事務所の住所地の変更に伴う官報公示の必要性について説明があり、審議の上、官報公示を行うことを決定した。

(3) 公安委員会宛て苦情について（受理2件、処理2件）

公安委員会補佐室室長補佐から、過日受理した公安委員会宛の苦情申出について、苦情申出者から差し替えを求める新規苦情申出がなされたことから、審議の上、前回の苦情を取り下げ、新規に苦情申出の受理を決定した。

また、公安委員会宛ての苦情申出に関して、受理及び調査結果・通知案の説明があり、審議の上、通知内容を決定した。

4 個別報告

(1) 令和6年度「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画」の検証結果について

事務管理課主席調査官から、令和6年度「全ての職員が活躍できる京都府警察の構築に向けた基本計画」の検証結果について、計算方法の変更により、前回報告した女性警察官の割合に変更があった旨、説明があった。

(2) 当面の行事予定等について

公安委員会補佐室長から、次回の公安委員会定例会議及び出席予定行事等について報告があった。